

## 社会その1 (4枚のうち)

13	受験番号
中	

次の問題文を読んで、後の問いに答えなさい。

2012年はオリンピック開催年でした。ロンドン大会では日本人選手の獲得したメダル総数が過去最多となったことが報道されました。10月には京都大学の山中伸弥さんが日本人で二人目となるノーベル生理学・医学賞受賞者に決まったとのニュースが伝えられました。世界で活躍する日本人のニュースがさまざま伝えられましたが、「日本人」とはだれのことなのでしょう。一般には、日本人（日本国民）とは日本国籍を持つ人のことと理解されています。では「国籍を持つ」とはどういうことでしょうか。例えばアメリカでは、アメリカ国内で生まれた子どもはだれであっても、アメリカ国籍を取得することができます。しかし、日本の場合は日本で生まれた子どもがすべて日本国籍を持てるわけではありません。日本では父母のどちらかが日本国籍であった場合に、その子どもを日本国籍と認めることが原則です<sup>(1)</sup>。そして現在、日本国籍を証明する役割を事実上果たしているのは戸籍です。戸籍とは氏名、生年などが記された公的な文書です。今日は、この戸籍のはたらきを考えてみましょう。

日本で初めて全国的な戸籍がつくられたのは、7世紀後半であるとされています。朝鮮半島での戦争に敗れたことを大きなきっかけとして、人びとを管理するために当時の中国の制度を参考につくったのです。その後、6年ごとにつくられるようになります。しかし、次第に実際の状況とのずれが大きくなり、やがてつくられなくなりました。江戸時代には、戸籍にあたる宗門人別改帳というものがありませんでしたが、支配者である武士自身は、その対象ではなく、近代以降の戸籍とくらべ不完全でした。

明治時代になると、皇族を除くすべての人びとを管理する全国的な戸籍がつくられました。この戸籍制度は「家」ごとに、個人の法律上の立場（長男、次男、長女など）とその変化（結婚による妻への変化など）を記録し、また証明するものでした。それによって国民としての権利や義務を定めました。戸籍編成の単位となった家は、父から息子へと受けつがれるものと考えられ、息子の中でも長男が大事にされていました。家を継いだ者が戸主です。戸主には家族をやしなう義務と同時に家族や家の財産を監督する権利があたえられ、家族は戸主に従うものとされました。戸籍に記された長男、次男などの立場は家における上下関係を明らかにし、社会における権利や義務を定めたのです。ここでは女性の権利は大きく制限されていたことにも注意が必要です。息子がいない場合のみ娘が家を継ぐことができましたが、当時、日本の学校で英語を教えたある外国人教師は次のように述べています。

「女性が戸主になることもできるが、それは一時的なことが多く、また戸主になったところで、低い立場（妻や娘）であった時以上に、家とその財産のために身をささげなくてはならない。」（アリス・ベーコン『日本の女たち』より）  
第二次世界大戦後、それまでの戸主は否定され、男女同権の家族制度が定められています。

明治時代以降、日本人の国籍は戸籍で証明されてきましたが、現在、日本国内で生活しているのは日本人だけではありません。かつて日本国籍であった植民地の人びと<sup>(2)</sup>、およびその子孫も暮らしています。また産業の発達した国ぐにでは多くの外国人が定住する傾向が見られ、日本にも人種や言葉、習慣といった文化の異なる人びとが暮らすようになってきています。こうした人びとの中には日本社会の一員そして地域住民としての義務を果たしている人もたくさんいますが、戸籍を持たないため日本人とまったく同じ権利は認められていません。戸籍を持たない外国人については外国人登録という方法によってその名前・住所を管理してきました。2012年7月からの新しい外国人管理制度の導入により従来の登録制度は廃止されました。3ヶ月以上の在留資格<sup>(3)</sup>を持つ外国人は、日本人の名前・現住所を登録し管理する制度に、同じく組み込まれました。日本国憲法は基本的人権の尊重を原則としていることから、外国人の権利も制限はありつつも認められるべきだという考えが強くなりつつあります。ここで述べた外国人の新しい登録制度は、医療費負担などの行政サービスを日本人と同じように受けられるようにする土台作りとされています。

明治時代以降、戸籍と権利や義務は強く結びついてきました。また戸籍は国籍の証明を兼ねているため、日本人と外国人を区別する基準にもなってきました。しかし現在では日本社会も国際社会も大きく変わってきています。こうした状況において戸籍制度をどのように運用していくのがよいか考える必要があります。

13	受験番号
中	

## 社会その2 (4枚のうち)

- (1) 申請により外国籍であった人が日本国籍を取得することも可能です。
- (2) 日本の領土が広がることで、新しく日本国籍を持つようになった人びともいました。このような人びとはそれまでの日本人とは違う戸籍で管理されたために、第二次世界大戦後、日本が領土を失うことで日本国籍ではなくなりました。新しく日本国籍を持つようになった人の中には不足する労働力を補う働き手として日本で就職していたり、強制的に連れてこられたりして、日本で生活していた例もたくさんありました。日本国籍ではなくなっただけでも、さまざまな事情で日本にとどまった人びともいました。
- (3) 日本国籍は持たないが「生涯」を日本で生活する者として許可された者（永住者）や日本人・永住者の夫または妻・子どもなどに与えられる「定住」資格と、スポーツ選手や医師・大学教授や技術者などの特定分野の仕事や留学を目的とする者に与えられる「一時滞在」資格におおきく分けられます。

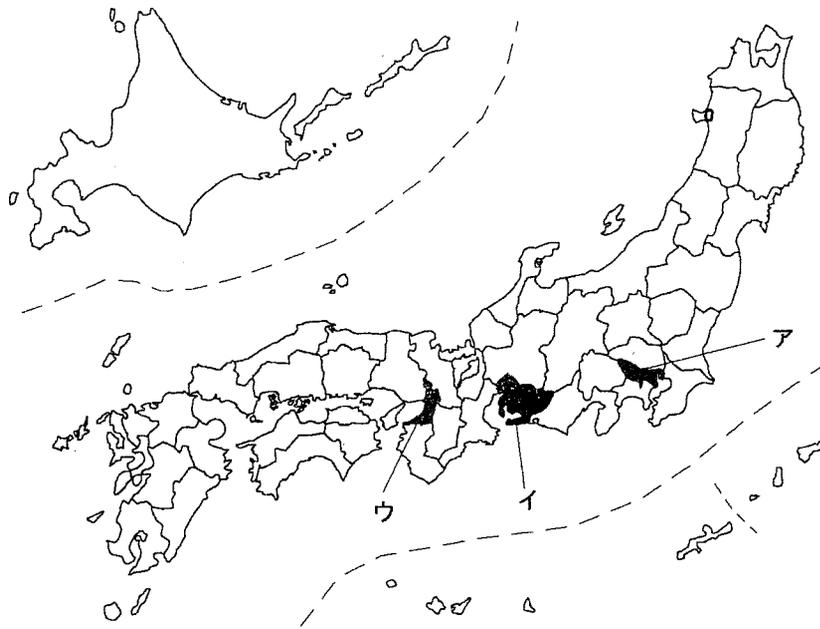


図1 外国人の割合が高い都道府県

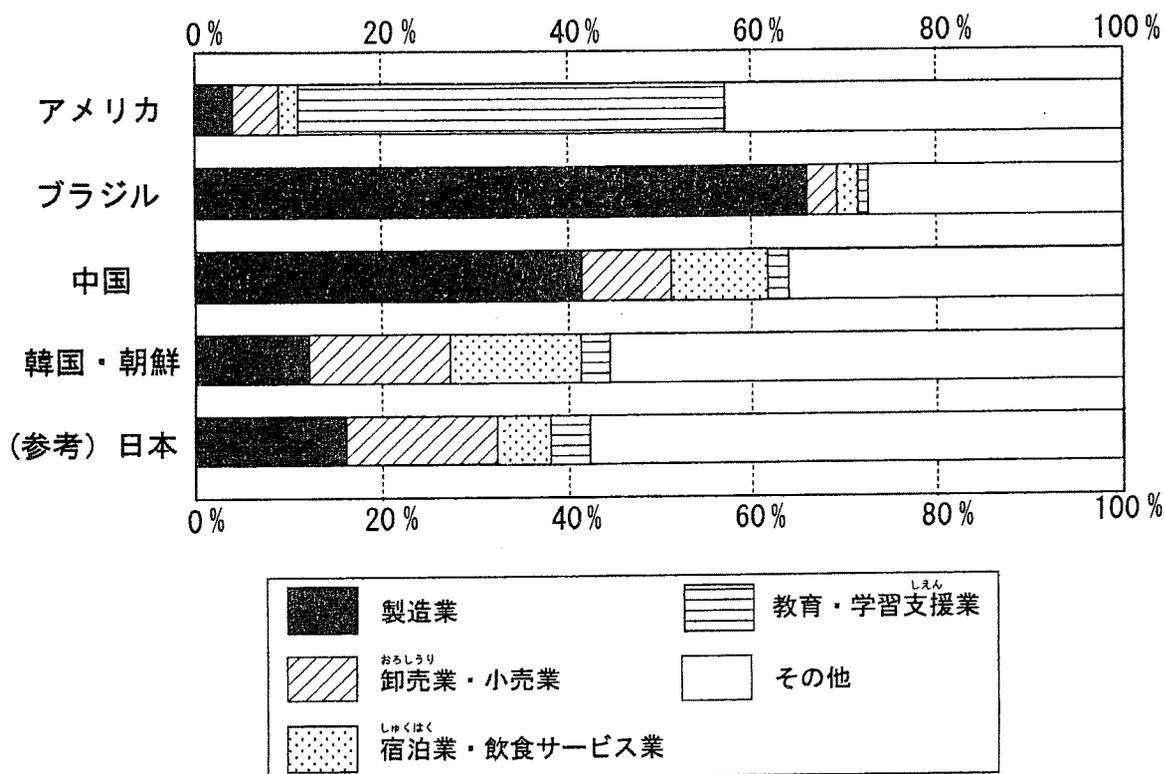


図2 日本で仕事についている外国人の産業別割合 (15歳以上)

(『平成22年 国勢調査 産業等基本集計結果 結果の概要』総務省統計局、より作成)

# 社会その3 (4枚のうち)

13 中	武蔵 受験番号

問1 7世紀後半に全国的な戸籍がつくられた目的を答えなさい。

問2 江戸時代は士農工商といわれるように人びとの身分が定められていました。それは明治時代にどのように変わったか答えなさい。

問3 明治時代につくられた戸籍は政府が導入したさまざまな制度の基本となっています。土地と軍事に関する新制度について説明しなさい。

問4 近代において女性の権利は制限されていましたが、これを改善しようとする運動もおこりました。次の(あ)～(う)に答えなさい。

(あ) 女性はどのような権利を制限されてきましたか。具体的にひとつ書きなさい。

(い) こうした状況を改善しようとして新婦人協会という団体を結成した人物はだれですか。ひとり書きなさい。

(う) 女性の戸主が一時的なものだったのはなぜですか。その理由を説明しなさい。

# 社会その4 (4枚のうち)

	武 蔵
13	受験番号
中	

問5 図を見て、次の(あ)、(い)に答えなさい。

(あ) 図1のア・イ・ウは外国人の割合が高い都道府県です。それぞれの都道府県名を答えなさい。

ア	イ	ウ
---	---	---

(い) 図2のグラフは外国人労働者がどのような職業についているかを示したものです。国籍別外国人労働者の状況について、日本人労働者とくらべて読み取れることを説明しなさい。

問6 近年、行政は日本に住む外国人が生活しやすくなる工夫と環境づくりを行っています。問題文に書かれている新しい登録制度以外で君の知っている例をあげなさい。

問7 少子高齢化が進む日本では、ますます外国人労働者を必要とすることも予想されます。今後日本に多くの外国人が住むようになるとすると、社会にどのような変化が生じると思いますか。君の考えを書きなさい。